

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から46年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨の回答をもらった。私が20歳になった時、父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していただくと聞いている上、昭和55年ごろ、当時の町役場の年金担当職員からは「申立期間は納付済み」である旨を記した手紙をもらっている。このようなことから、申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を納付していたことを記したA町役場年金担当職員が作成した申立人あての手紙を所持している。

また、昭和55年当時のA町役場年金担当職員は、「第3回特例納付勧奨対象者リストに基づき申立人に特例納付を勧めたところ、申立人から印紙検認記録のある数冊の国民年金手帳の提出を受けた。すぐに別の年金担当職員と国民年金手帳の印紙検認記録を確認した結果、申立期間について検認印が押されており保険料納付を確認できたので、保険料の納付は必要無い旨の手紙を出した。」と証言している。

さらに、申立人は、当該国民年金手帳を基礎年金番号統合時に廃棄しているが、亡父が、病気がちであった申立人の将来を心配して保険料を納付したとする供述は具体的、かつ鮮明であり、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間については、義兄の経営する実家の理容店を手伝っていたが、私が結婚する少し前に義兄が加入手続を行い、理容店に集金に来られる人に保険料を納めたと聞いていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年9月1日に、当時一緒に住んでいた申立人を含む家族4人が連番で払い出されており（資格取得日は36年4月1日）、当時の国民年金手帳を所持している申立人を含む家族3人は、申立人が転居するまでの37年4月から同年12月までの国民年金保険料を同じ日に納付していることが国民年金手帳の検認記録により確認できる。

また、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人以外の家族3人の納付記録をみると、申立期間である昭和36年4月から37年3月までの過年度保険料は、納付済みとなっていることから、申立人の申立期間の過年度保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人が居住していたA市では、昭和37年当時は国民年金保険料の集金を市の採用した嘱託員が行っており、過年度保険料を便宜的に集金したことがあるとの証言もある。

加えて、申立期間当時、実家が経営する理容店は繁盛しており、保険料を納付するのに経済的問題は無かったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和27年4月1日から28年1月1日までの期間及び57年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和28年1月1日に、同社B営業所における資格喪失日に係る記録を57年4月1日に訂正し、昭和27年4月から27年12月までの標準報酬月額を5,000円、57年3月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和27年4月から27年12月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主が申立人に係る昭和57年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年1月1日まで
② 昭和57年3月31日から同年4月1日まで

私の夫は、平成3年8月1日に58歳で急死したが、送られてきた夫のねんきん特別便の記録に漏れがあることを発見した。亡き夫は昭和26年にA社に入社以来、亡くなるまで一度も退職はしていないのに、社会保険事務所の記録では未加入期間があるとされているので納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の記録及び事業主への照会回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和28年1月1日にA社から同社C営業所に異動、57年4月1日に同社B営業所から同社D支社に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務

所の記録から申立期間①の標準報酬月額は 5,000 円、申立期間②の標準報酬月額は 41 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 57 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和44年1月16日から同年2月16日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社本事務所における資格取得日に係る記録を昭和44年1月16日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月16日から44年2月16日まで

私は昭和38年に会社に入社し、平成17年4月に退職するまで勤務していた。ところが、社会保険事務所の記録では1か月の空白期間があるが、転勤はしても退職はしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した退職証明書及び健康保険組合の適用台帳から判断すると、申立人はC社のグループ会社に継続して勤務し(昭和44年1月16日にD社E工場からA社B支社本事務所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支社における社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管している厚生年金保険被保険者資格取得届の写しに申立人のA社B支社本事務所における資格取得日が昭和44年2月16日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から同年9月まで
昭和49年4月の長女出産を控えて会社を退職した後、A町役場において国民年金の加入手続きを行い、役場又は銀行で国民年金保険料を納めていたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は加入手続きや保険料納付に関する記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人がB社を退職した昭和49年1月31日時点では、47年12月18日に払い出された国民年金手帳記号番号0000-000000があった。しかし、49年10月28日に国民年金手帳記号番号0000-000000が新たに払い出されており、同年10月1日に任意加入被保険者の資格を取得とされていることから、申立期間は未加入期間となり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情や、申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 624

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から49年3月まで
20歳になったら国民年金に加入するのが国民の義務だと亡き父に強く言われてきた。社会保険事務所の記録では申立期間が未納とされているが、亡き父が納付してくれていたはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は既に死亡していることから、当時の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月15日に父親と連番で払い出されていることが確認できるが、この時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年6月まで
父親が、私の国民年金の加入手続をし、保険料を町内の集金係に納付してくれていた。当時の町内会の方も「未収金のあったことは無い。」と証言しており、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年9月17日に払い出され、44年3月31日にさかのぼって被保険者資格を取得しており、さかのぼって納付することができる48年7月から50年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。このことから、申立期間は時効により、制度上、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、当時の町内会の担当係からも申立人の保険料納付に係る具体的な証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月20日から同年5月1日まで

私は旧制専門学校を昭和23年3月15日に卒業し、同年3月20日に正社員として、A社B工場に入社したが、厚生年金保険の加入は同年5月1日となっている。同年3月20日から勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、当時の事務担当者は、「当時は入社日にかかわらず、厚生年金保険の加入手続については、何名か分をまとめて届出をしていた。」と証言しており、昭和23年4月に入社した複数の同僚及び申立人を含む26名が、同年5月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間について健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年から 42 年まで
(A社、B社)
② 昭和 42 年から 44 年まで
(C社)

A社、B社及びC社に調理人として勤めていたことは事実である。どの店(会社)で厚生年金保険を掛けていたか分からないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、勤務していた事業所、勤務期間、厚生年金保険の加入状況等についての記憶が曖昧である。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、当時の事業主は、「私は、申立人のことは記憶していないが、家内の話では、申立人は調理人としてほんの短い間だが、働いていたように思っている。しかし、当時調理人はすぐには厚生年金保険に加入させず、勤まるかどうか様子を見ていた期間があった。」と証言しており、当該事業所は試用期間を設け、この期間には厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、A社の同僚についても記憶が無く、証言を得ることはできなかった。

同じく申立期間①について、B社が新規に厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 43 年 6 月 1 日であり、申立期間当時適用事業所ではなかった。

また、事業主は「当時の社員名簿、厚生年金保険の加入、保険料控除について、確認できる資料は無い」と回答している。

さらに、当時の同僚も既に死亡しているため、証言を得ることはできない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人がC社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社が新規に厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和62年2月1日であり、申立期間当時は、適用事業所ではなかった。

また、C社の顧問社会保険労務士は、「厚生年金保険の適用事業所になる以前は、当時の社長から、従業員に対して、各自で国民年金に加入させていた。」と証言している。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 38 年 2 月まで
② 昭和 38 年 4 月から同年 7 月まで

A社に昭和 37 年 9 月から 38 年 2 月まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社に昭和 38 年 4 月から同年 7 月まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は両申立期間において、勤務状況及び厚生年金保険の加入、保険料控除についての記憶が曖昧である上、同僚についても記憶が無い。

また、申立期間①及び②について、社会保険事務所が保管する両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間に申立人の被保険者としての記録は確認できず、整理番号に欠番も無い。

さらに、いずれの事業所も既に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、事業主とも連絡が取れず、同僚からも証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 15 日から 43 年 10 月まで
A社が経営するレストラン「B」に調理師として昭和 42 年 7 月 10 日から 43 年 10 月ごろまで勤務していたのに、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録が 42 年 10 月 15 日までしかない。
昭和 43 年 10 月ごろまで間違いなく勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が経営するレストランで昭和 43 年の元旦に勤務した状況についての申立人の供述は具体的であることから、申立人が同レストランで勤務していたことは推認することができる。

しかし、当時の経理事務担当者や同僚等に聴取しても、申立人の申立期間における勤務状況等を確認できる証言を得ることはできなかった。

また、A社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等の資料が無いので、申立ての事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和 42 年 10 月 15 日に資格を喪失後、健康保険被保険者証を返納した記録が確認できる上、申立期間においては、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

なお、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 15 日から同年 7 月 1 日まで

A病院での厚生年金保険の加入期間は、昭和 30 年 7 月 1 日からとなっているが、同年 2 月 15 日付けで「試雇を命ずる。」との辞令を受け申立期間に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令及びA病院の労働者名簿の昭和 30 年 2 月 15 日付けで「試雇を命ずる。」及び同年 6 月 30 日付けで「雇を命ずる。」という記録により、申立人が申立期間において同病院に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A病院には就業規則で定められた「試雇」という試用期間があり、申立人と同時期に採用された者も、試用期間後の「雇」を命じられた日（月末）の翌日（1日）から厚生年金保険に加入していることが確認できることから、当時、同病院では試用期間中の者については厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

また、複数の同僚に照会したが、試用期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたとの証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 20 日から 34 年 2 月まで

中学校を卒業してA社に入社したが、事業主の命令により、自動車部品を取り扱っているB社で自動車部品の販売業務に従事し、昭和 34 年 2 月に退職するまで継続して勤務していた。

社会保険庁の記録では、A社において、昭和 31 年 4 月 2 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 11 月 20 日に資格を喪失したとされているが、同日以降もB社で正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の退職時期についての記憶が不明確である上、A社及びB社の同僚等に聴取しても、申立期間における申立人の勤務状況を確認できる証言を得ることはできなかった。

また、A社は既に廃業しており、現存する株式会社B社に照会しても、申立期間に係る人事記録、賃金台帳等の資料は廃棄済みであるとしており、申立ての事実を確認することができなかった。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 32 年 6 月 1 日であるので、それまでの期間は同事業所において厚生年金保険の被保険者となることはできない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。